

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会給付規程施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会給付規程（以下「給付規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付の種類)

第2条 給付の種類は、医療給付とする。

(給付の算定)

第3条 給付規程第5条の規定により算定される医療費の額については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 診療及び訪問看護を受けた月（月の初日から末日までの間とし、2ヶ月以上にわたったときは各月）ごとに1件とする。
- (2) 同一月内に医療機関及び指定訪問看護事業者を異にして、診療及び訪問看護を受けたときは、それぞれの医療機関及び指定訪問看護事業者ごとに1件とする。
- (3) 同一月内に2ヶ所以上の医療機関で診療を受けたときは、合算ではなく、それぞれの医療機関ごとに1件とする。
- (4) 同一月内に入院及び通院による診療があるときは、それぞれ、入院及び通院ごとに1件とする。
- (5) 医療機関（総合病院）において、2科以上の診療科を受診したときは、1件として取り扱う。ただし、歯科は別扱いとする。

(請求手続き等)

第4条 医療費の請求手続き等については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 受診者名、保険点数、負担割合等が明記されている領収書（写し可）を必ず添付して請求する。
- (2) 医療機関での外来診療に伴う調剤分は、診療分と合算して請求する。
- (3) 医療費請求の有効期間は、診療月から2年間とする。
- (4) 医師が治療上必要であると認めたコルセットなどの治療用装具を購入した場合には、給付の対象とする。
- (5) 医師の同意を得て、はり、マッサージ、柔道整復師等の施術を受けた場合は、給付の対象とする。
- (6) 入院時食事療養費標準負担額は、給付の対象外とする。
- (7) 差額ベット費用は、給付の対象外とする。
- (8) 健康診断、予防接種、自由診療（保険適用外）等は、給付の対象外とする。

(締切日)

第5条 医療費請求の締め切りは、毎月15日必着とする。

(送金日)

第6条 前条に規定する締切日までに到着した分の医療費は、到着した月の翌月の10日に送金する。(土、日、祝日の場合は直前の営業日)ただし、1月と5月の送金日は、前記にかかわらず20日とする。

(差額請求)

第7条 給付規程第5条第2項に規定する給付の額が、100,000円限度を超えた場合は、その超えた年度の翌年度に差額請求として請求できるものとする。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。